

バルク貨物研修会

～適正な貨物(数量)の管理について～

平成27事務年度
監視部保税地域監督官

説明内容

- 関税法第30条について
- 貨物の蔵置方法(区分蔵置／同時蔵置:バルク貨物とは)
- 同時蔵置
- 同時蔵置の特例(グループ蔵置)
- 同一主義と等質主義
- 船卸票(ポートノート)の取扱い
- NACCSにおけるバルク貨物
- 保税運送
- 石油等を蔵置するタンクの取扱い
- 留意事項(日豪EPA協定に係る豪州産麦)
- 関係通達

1 関税法第30条

関税法の大原則

◆ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。(関税法第30条)

一 (省略)

二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

三～五(省略)

代表的なものが、「他所蔵置貨物」である。

具体的な貨物)

▼ 巨大重量物、大量貨物、著しく不便な場所に陸揚げされた貨物、腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれのある貨物など



2 貨物の蔵置方法(区分蔵置)

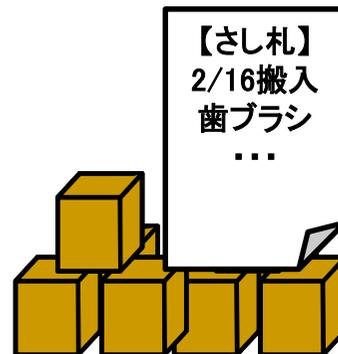
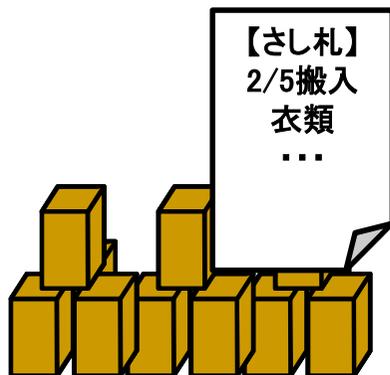
▼ 保税地域における貨物の蔵置方法

- 区分蔵置《基本通達34の2-6》⇒ **原則**

内国貨物と混同することないように、外国貨物は、原則として、積載船名、品名、数量及び搬入年月日、その他必要な **表示** を付けさせた上で、区分して蔵置する。

さし札

また、危険物等は一般貨物と区分し、貴重品等は特別の保管施設を設けて蔵置する。



3 貨物の蔵置方法(同時蔵置)

▼ 保税地域における貨物の蔵置方法

- 同時蔵置《基本通達42-3》 ⇒ **例外**

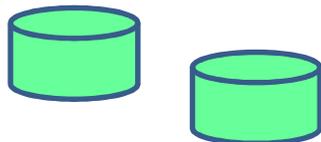
一定の条件のもと、搬入時期の異なる貨物(内国貨物、外国貨物を問わない)を同時に蔵置することを認める。

対象貨物: バルク貨物(容器に納められていない貨物)

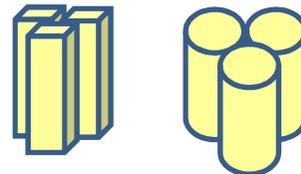
- ① 穀類(とうもろこし、グレンソルガム、麦、大豆等)
- ② 液体貨物(原油、石油製品、石油化学品等)
- ③ 固形物(鉄鉱石、石炭、石油コークス、粗糖、工業用塩等)

蔵置方法 / 貨物の種類

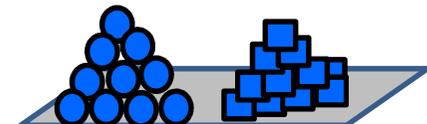
タンク
(石油製品等)



サイロ・ビン
(とうもろこし等)



土間(野積)
(石炭等)



4 同時蔵置 ①

▼ 同時蔵置 ≪ 基本通達42-3 ≫

保税蔵置場の許可を受けようとする施設が**石油その他の液体貨物を蔵置するタンク**又は**穀物その他のばら貨物**を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(**内国貨物を含む**)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、**搬入の時期を異にするそれぞれの貨物**がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱って差し支えないものとする。



この制度を活用できる貨物は制限されており、該当する貨物は、次のスライドを参照願います。

また、この制度は、

「タンク等の施設を有効活用」するためのものです。

5 同時蔵置 ②

◎ 基本通達42-3(具体的な貨物)

- (1) 同一税番及び同一統計番号 に属し、かつ、商品的にも同種のもの として取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油(石油精製用の粗油を含む。)
- (3) 重油で商慣習上同種のものとして取引されるもの
- (4) 農林漁業用に使用される重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの
- (5)～(7) (省略)
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの(なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する)

★ 基本原則！！

▼ 上記の(8)を適用する場合、本省に照会することとなっており、決定まで時間を要することになりますので留意願います！

6 同時蔵置 ③

◎ 同時蔵置と保税工場の混合作業との違い



《関税法第56条第1項(保税工場の許可)》

保税工場では、外国貨物について加工・製造(混合を含む)又は外国貨物に係る改装・仕分け・その他の手入れをすることができる。

保税工場で行う「混合」とは、

・ **違う貨物を混ぜた後、元に戻せない状態にする**
ことをいいます！

《関税法基本通達 56-4》

「**混合**」とは、品質または種類の異なる2以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。

ただし、同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱う。

7 同時蔵置 ④

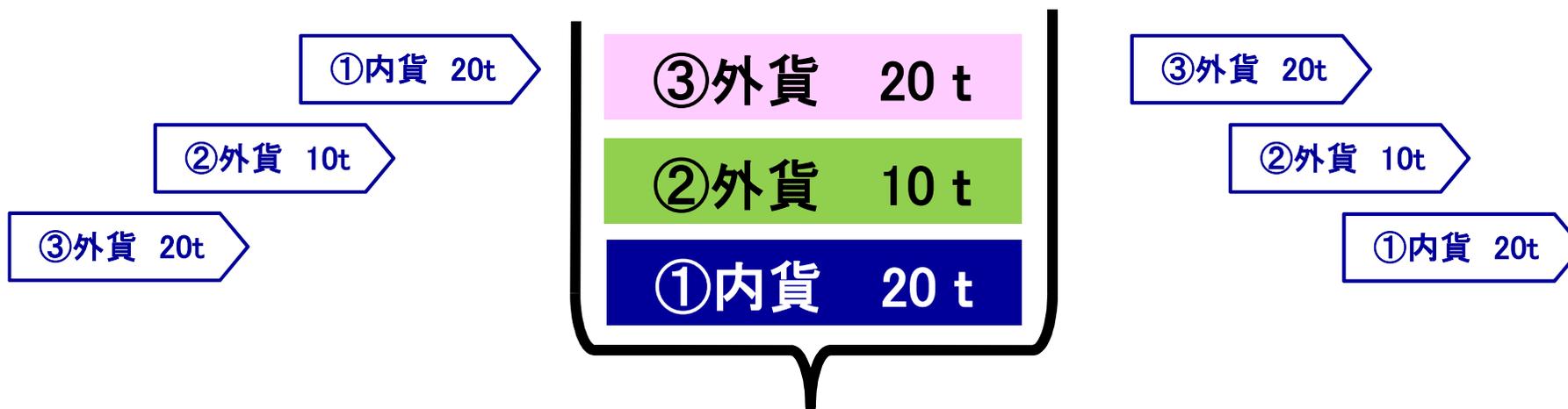
◎ 同時蔵置貨物に係る先入先出方式

《関税法基本通達 34の2-5(同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い)》

保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、**先入先出方式**によるものとする。ただし、やむを得ない場合、関税の徴収上支障がなければ、搬入者の選択によりその順序を定めることができる。

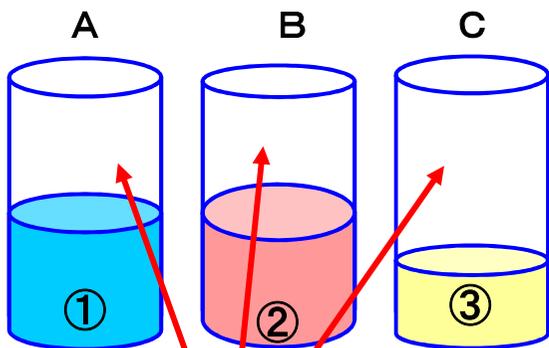
《関税法基本通達42-3》

搬入の順序に従って蔵置されるものとして取扱って差し支えない。



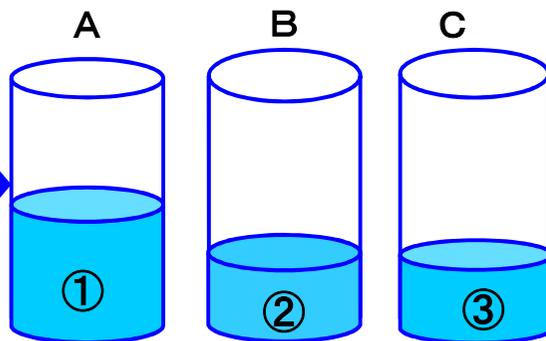
8 同時蔵置 ⑤

3つのタンクに①～③の
貨物が入っている

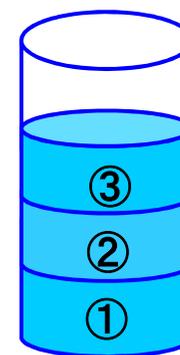


タンクに空間があり
効率が悪い

①～③ が同時蔵置の条件
に合致する貨物であれば



一つのタンクに入れ
ることが可能！！



効率的なタンク
の活用！

9 同時蔵置の特例 ①

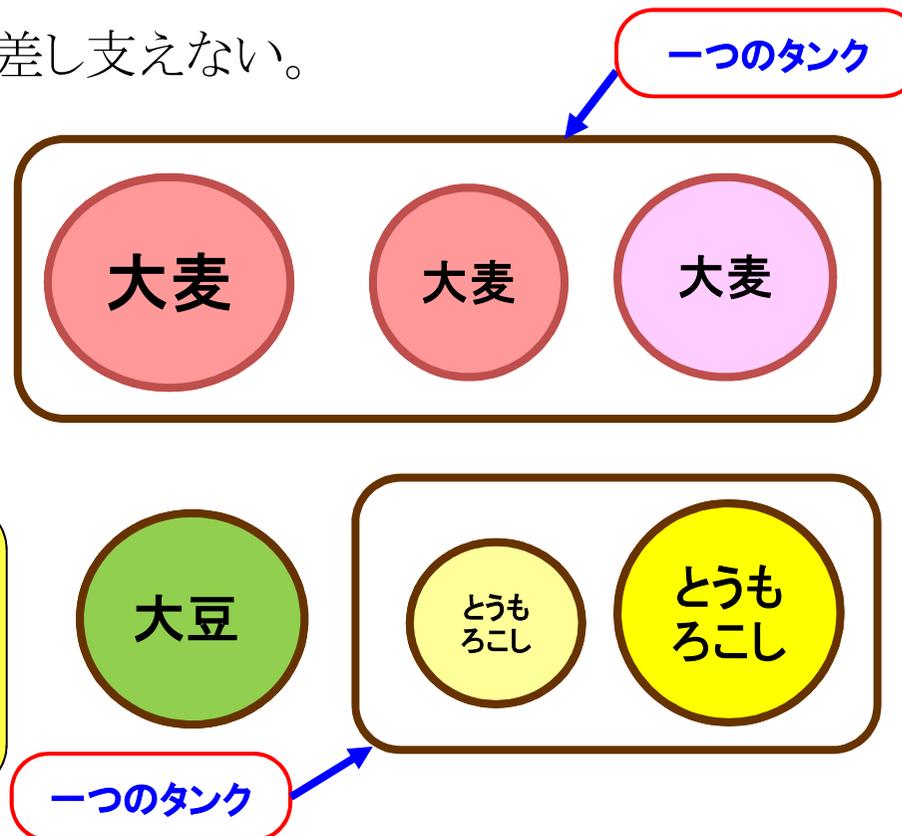
◎ 同時蔵置の特例(グループ蔵置:その1)

《関税法基本通達42-4(保税蔵置場における同時蔵置の特例)》

同時蔵置を行っているタンク又はサイロが複数ある場合には、そのタンク等を一つのタンク等とみなして 取扱って差し支えない。

グループ蔵置

つまり、グループ蔵置とは、「同時蔵置した貨物をまとめたもの」ということができます。



10 同時蔵置の特例 ②

◎ 同時蔵置の特例(グループ蔵置:その2)

《関税法基本通達42-5(同時蔵置の特例の適用を受ける届出)》

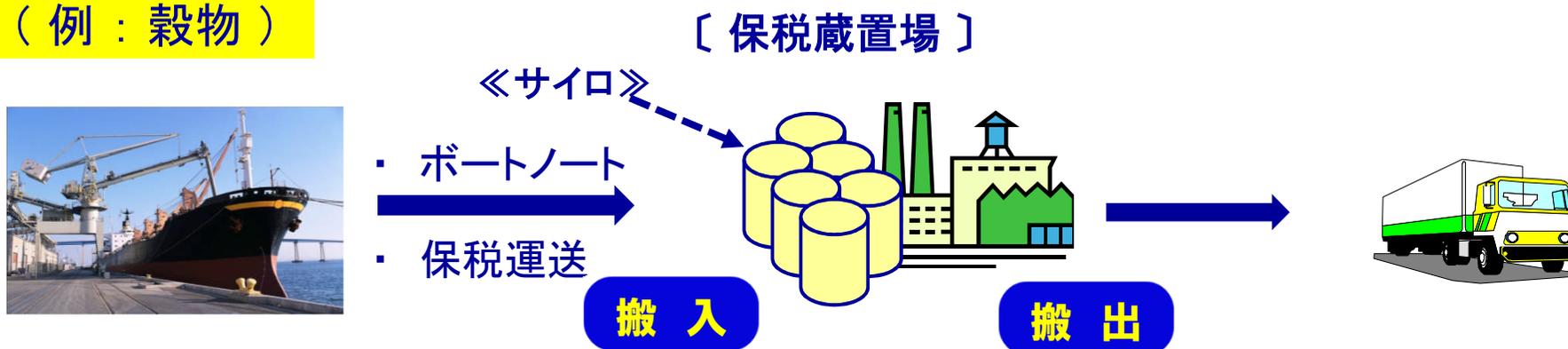
前記42-4の適用を受けようとする場合は、群の呼称、タンク等の番号及び蔵置貨物の品名を記載した適宜の様式による **届出書** (保税地域のタンク等の全てを一つの群として使用する場合にはその旨を記載した届出書)を提出させるものとする。(タンク等の群の構成を変更する場合も同様)

グループ蔵置する場合、又は取止め・変更する場合には
届出が必要です！

※そもそも、同時蔵置を行っていない場合にはグループ蔵置の届出は不要です！

11 同一主義と等質主義

(例：穀物)



▼ 関税法は、**同一主義(同一性の確認)**を基本としている故に、例えば、輸入申告された貨物が実際の貨物と同じか否かを税関が確認しています。

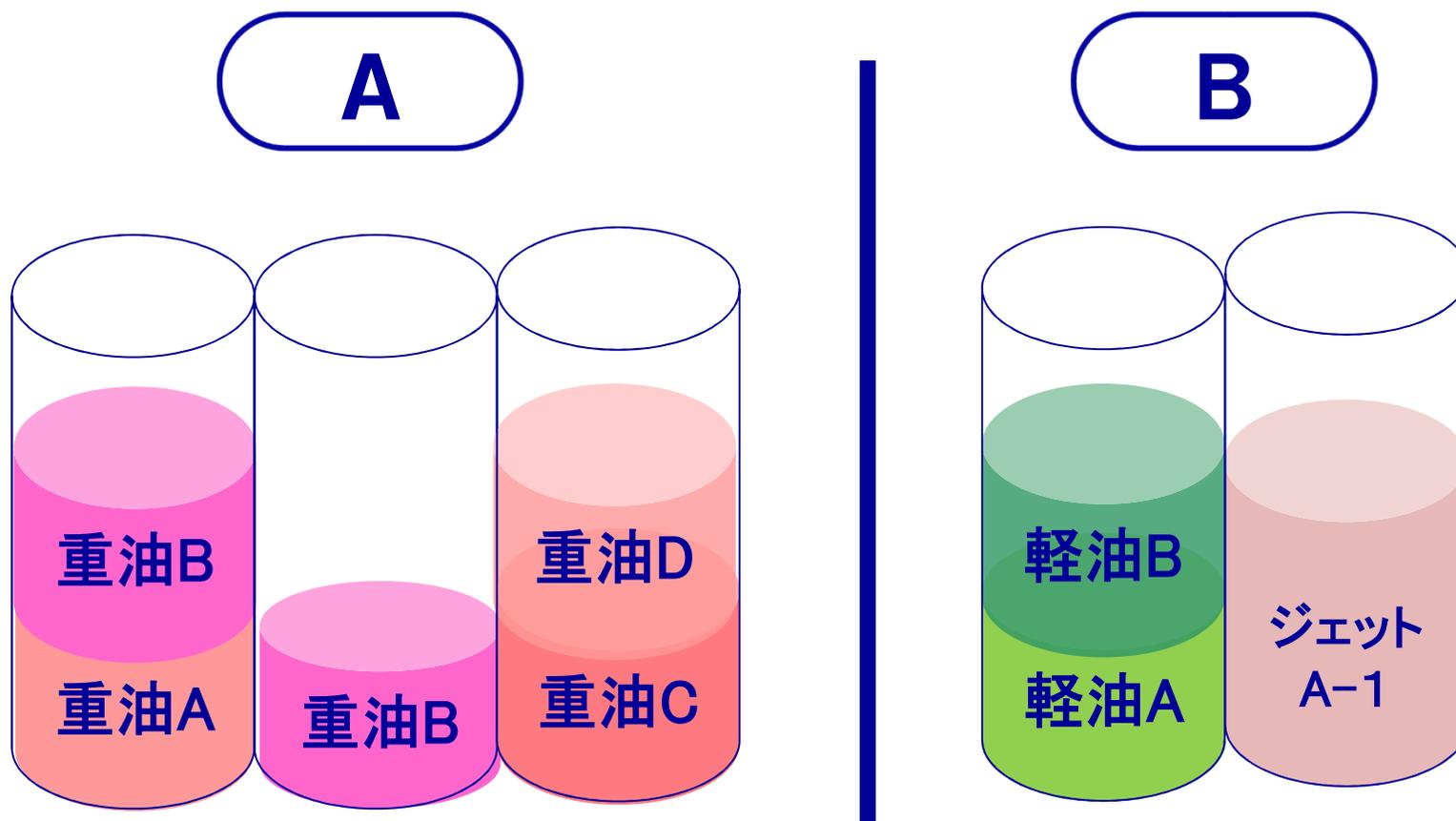
また、保税においても、自主管理の下、保税地域に搬入される貨物と関係書類(運送承認書等)の内容が同一のものか、また、見本の一時持出貨物と許可書の内容が同じか否かなど、倉主の皆様が税関に代わって行っていただいているということになります。

▼ 穀類、液体及び鉱石等をサイロ、タンク及び土間等の施設において、外国貨物を同時蔵置により貨物管理を行っている場合には、貨物と貨物が重なる状態、又は混合状態となった場合には、同一主義の原則に当てはまらないこととなります。

つまり、同時蔵置という概念は、同一主義を原則としている **関税法の諸規定の例外として等質主義**を認めています。

12 休憩

A、Bのどちらが、グループ蔵置でしょうか？



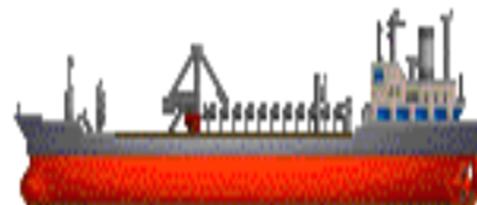
13 船卸票(ボートノート)の取扱い

◎ 船卸票(ボートノート)の取扱い

税関が取締上、支障がないと税関が認めた場合、船卸票(ボートノート)で本船から保税地域への貨物の搬入が可能。

【 船卸票 (ボートノート) により貨物の移動が認められる場合 】

- ・ 本船からの直接搬入による場合
- ・ 同一港内における貨物の移動 等



※ 詳しくは、事前に税関までご相談下さい！！

14 NACCSにおけるバルク貨物 ①

◎ NACCSでは、コンテナ貨物か、コンテナ以外の貨物かにより、業務フローが異なりますので留意願います。

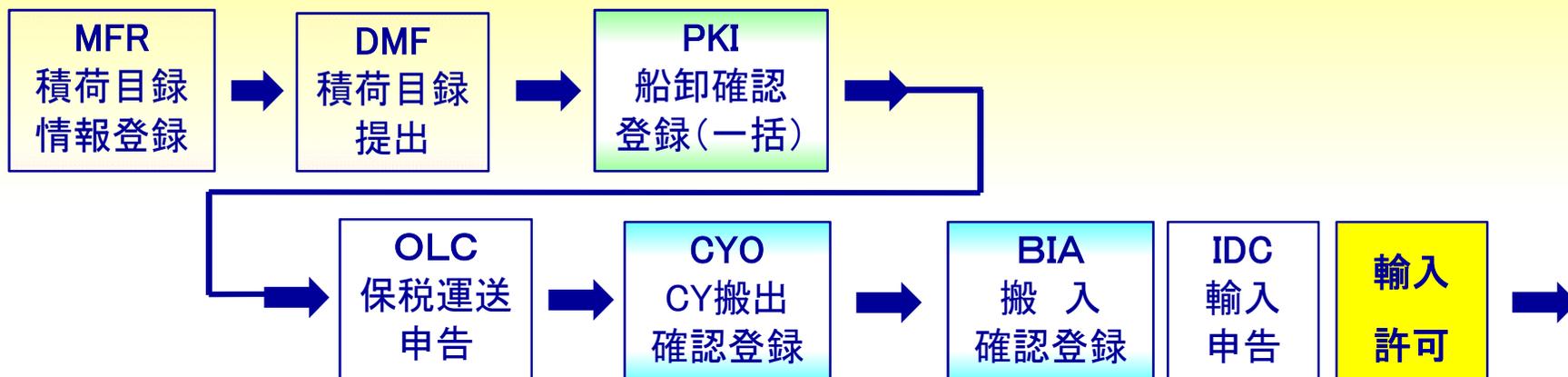
① コンテナの場合

液体貨物入のタンクコンテナや鉱石等を入れたドライコンテナは、通常のコンテナ貨物としてCYにて通関されるほか、保税運送により保税蔵置場等に運搬され、搬入されます。

【CY通関】



【蔵置場通関】



15 NACCSにおけるバルク貨物 ②

② コンテナ以外の場合（貨物情報がある場合）

コンテナ以外の場合は、バルク貨物専用運搬船から船卸され、ポートノートや保税運送により保税蔵置場等に運搬され、搬入されます。

【保税運送】



【留意事項】

- 搬入識別
 - D: ポートノート搬入貨物又は、揚地せん議有りの貨物のとき (B/L番号を入力。一度に登録できるのは20件まで)
- 必須入力項目 (D搬入時)
BL番号、到着個数、重量、容積

BIA 搬入確認登録(保税運送貨物)

ファイル(E) 表示(V)

搬入日時* / / - : : 搬入識別* 搬入蔵置場

1 番号

到着個数 - 重量 容積 - 危険貨物

記号番号 通知識別

事故 1 2 3 4 5

記事

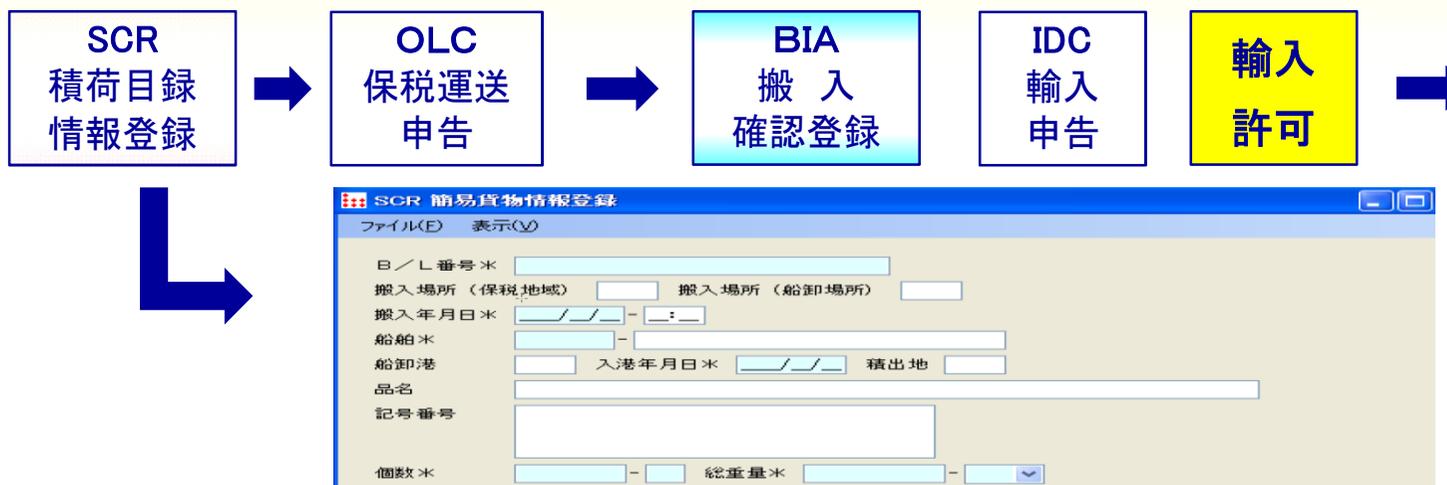
ポートノートでの搬入業務については、BIAの際、搬入識別欄に「D」を入力！

16 NACCSにおけるバルク貨物 ③

③ コンテナ以外の場合（貨物情報がない場合）

バルク貨物専用運搬船から船卸される貨物について、貨物情報がない場合の処理については以下の方法が可能です。

▼ 簡易貨物情報を作成する



▼ マニュアルによる処理



ポートノートによる運搬が可能な場合に限る。(不可の場合は、書面による保税運送)

17 予定数量による保税運送

◎保税運送の手続き<<関税法施行令 第53条>>

関税法第63条第1項(保税運送)の規定による申告は、運送に使用する船舶の名称、運送先、記号、番号、品名、**数量**及び価格並びに運送期間及び目的を記載した書面でしなければならない。

バルク貨物の場合、**数量が確定しない**場合がある

このため、**予定数量による保税運送**を認められている!

◎保税運送の申告手続<<関税法基本通達63-5(4)>>

液状貨物又は穀物その他のばら貨物は、**予定数量**で運送して差し支えない。

注)

- ・ 保税地域に**搬入済のばら貨物**を搬出する場合は、**予定数量での運送は認められませんので注意願います。(搬出数量が確定しているため)**

18 同時蔵置状態での運送の特例

◎同時蔵置が認められる貨物の運送の特例

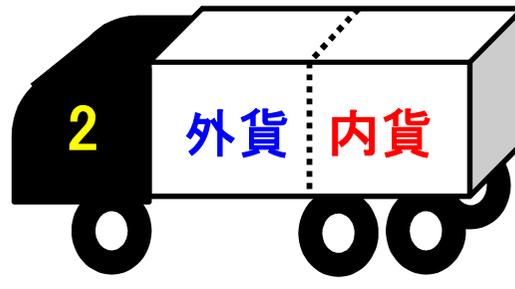
《関税法基本通達63-26》

同時蔵置している貨物を運送する場合、やむを得ない理由があり、かつ、運送数量が明確に把握でき、取締上支障がない場合は、**同時蔵置の形態のまま運送して差し支えない。**

◆注意事項)

同時蔵置のままで運送した貨物が、運送途上で亡失したときは、内国貨物が亡失したものとし、その亡失数量が内国貨物の数量を超える部分については、外国貨物が亡失したものとして処理して差し支えないとされています。

同時蔵置のまま運送できるのは
1台だけです！！



19 石油等を蔵置するタンクの取扱い

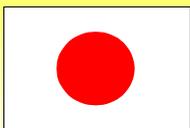
◎石油等を蔵置するタンクの取扱い

《関税法基本通達 42-6》

- ・ 保税タンクに搬入した石油の搬入数量確定の際に、石油から分離した水分がタンク検尺により検出される場合には、その水分量が実測され、かつ、搬入した石油から分離したと認められるときに限り、搬入数量から当該水分量を控除した数量で確定して差し支えない。
- ・ **蔵置中の欠減は認めない。**
欠減が発生した場合は、その欠減分の関税を徴収する。



20 留意事項(日豪EPA協定に係る豪州産麦)



① 日・豪EPA協定に係る 免税原料品 は、大麦、小麦のみです。

飼料用



② 日豪EPA承認工場(暫定法第9の2)については、門司税関管内では、平成28年1月1日現在で **14工場** となっております。

本年に入って、やっと輸入され始めておりますが、原則として、日豪EPA協定税率を適用する豪州産麦(小麦、大麦のみ)と日本産を含め、他国産との同時蔵置は認めないこととなっておりますので豪州産麦の搬入予定がある蔵置場におかれては、別のサイロ、タンク等を空の状態**で搬入**するよう、お願いします。

どうしても、上記の対応ができないような場合には、事前に税関(保税部門)へご相談していただくようお願いします。

なお、工場名等は税関HPに掲載されていますので、ご確認願います。

21 関係通達

▼ 関税関係個別通達

バルク貨物に関しては、個別の通達が発出されておりますので、税関ホームページ等でご確認願います。

【例示】

- ・ ばら積輸入粗糖の取扱いについて
 - ・ 石油の数量査定及び価格鑑定について
 - ・ とうもろこしの数量査定に計量法上検定を行わない計量器に該当するホッパースケールを使用することについて
- 他……。

おわりに

今後とも、
関税法等関係法令の各規定を遵守し、**適
正な貨物管理**を行っていただくようお願い
いたします！！

情報提供もよろしく申し上げます！！

